

動力機械による労働災害の撲滅に向けた緊急要請について

現在、武生労働基準監督署管内では、製造業、建設業等の業種を中心として、動力機械への挟まれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等による重篤な労働災害が続発しています。

平成29年以降、現在(平成30年6月末時点)までに発生した休業4日以上の労働災害(計278件)のうち、動力機械に起因する災害のみで30件(うち挟まれ・巻き込まれ又は切れ・こすれによるものは25件)が発生しており、大きな割合を占めるに至っています。

産業用動力機械の稼動時には稼動部分に大きな力が加わっているものが多く、特に作業者が機械に挟まれ・巻きられる等により、死亡事故や、手足の切断など重篤な障害を残す事故につながる大きな危険性を持っています。

そこで、今一度、事業場内に設置された動力機械の稼動部への立入禁止措置や、駆動チェーン・ベルト、回転するローラー部などへの接触防止措置が講じられているかを総点検するとともに、未措置箇所や措置が不十分な箇所への対策をお願いいたします。

また、平成29年以降に発生した動力機械への挟まれ・巻き込まれ等災害のうち14件が、機械の運転を停止させずに点検・清掃・修理作業などを行った結果発生したものとなっています。点検・清掃・修理作業時の機械の運転停止の原則を作業者一人ひとりが守り、同種災害の発生を未然に防ぎましょう。

安全対策のポイント

☆ 動力機械に接する際の基本原則を徹底しましょう。

『動力機械の稼動部には近づかない』、『稼動部に近づく際は機械の運転を停止する』という基本原則を守りましょう。

☆ 作業者の行動範囲・作業姿勢に応じた安全措置を講じましょう。

作業実態に合っていない安全措置は、作業者による措置の無効化・改造・取り外しなどにつながるおそれがあります。動力機械への安全措置を講じる際には、作業者が作業を行う際の動線や、作業の内容、作業姿勢などを考慮して、作業実態にあったものとしましょう。

☆ 非定常作業時の作業ルールや連絡体制を整備しましょう。

動力機械の定期点検・清掃作業などの非定常作業についても、機械の運転停止や安全確保上の措置が確実におこなわれるよう作業手順を作成し、ルールの明確化を行いましょう。

また、突発的・緊急作業を行う際には、安全意識が希薄になりがちですので、作業前に必ず責任者への作業報告を行い、責任者から安全確保上の注意事項を示すこととするなど、突発・緊急作業時の作業連絡体制を整備しましょう。

☆ リスクアセスメントを活用しましょう。

感電災害撲滅に向けた緊急要請 実施中



武生労働基準監督署管内では、平成28年以降、感電による重篤な労働災害・事故が続発しています。これを受け、武生労働基準監督署では、管内の事業場に対して感電による労働災害防止対策の更なる徹底について緊急要請を行うこととしました。

これを機に、高圧・低圧を問わず電気取扱い業務を行うすべての職場において、感電災害防止のための各種措置の実施状況等の総点検を実施していただくとともに、その結果を基に、対応が十分でない部分の作業規定の見直し、作業員への再教育など必要な改善措置を図っていただきますようお願いします。

取り組みのポイント

★ 適切な安全対策が講じられた電気機械器具や移動電線を使用すること！

電気機械器具には機械によって、充電部への覆いや絶縁措置、漏電防止措置、電擊防止措置が必要です。また、配線や移動電線は被覆が損傷、劣化していないか適宜確認することが重要です。

★ 停電作業時は誤操作による通電、残留電荷に要注意！

停電作業時には本人又は本人以外の者が誤って通電しないように開閉器への表示や施錠、監視人を置く必要があります。また、電力コンデンサーを有する電路など残留電荷の危険があるものについては確実な放電措置、高圧又は特別高圧の電路については検電器具による停電確認や器具を用いた確実な短絡接地が必要です。

★ 活線作業時(近接作業を含む)には絶縁用保護具・防具の使用が鉄則

活線作業時には作業員に絶縁用保護具の着用又は活線作業用装置(いわゆるホットスティック)の使用を確実に行わせる必要があり、また作業内容に応じて電路等に絶縁用防具を装着を行う必要があります。

★ 高圧・低圧を問わず電気取扱作業に労働者を就かせる場合には教育が必要！

労働者に高圧・低圧電気取扱作業を行わせる時には、あらかじめ労働安全衛生法に基づく特別教育を実施する必要があります。※電気工事士の資格を持っている方でも特別教育は別途受けさせなければなりません。

平成 28 年～平成 30 年 9 月末の主な感電災害・事故一覧

番号	発生月日	業種	災 害 発 生 状 況
1	28.7.5	製造業	電気検査作業において、制御線端末を結束している際に誤って通電スイッチを押したため感電したもの【休業 4 週間】
2	29.3.3	電気工事業	停電の状態と誤解したまま保護具未着用の状態で高圧電線に触れ感電したもの【死亡】
3	30.5.18	建設業	移動式クレーンで-/の荷役作業中、同クレーンのジブが送電線に近接し、送電線から放電した電流がジブ、玉掛けワイヤーを伝って作業者に到達したもの【休業 14 日】
4	30.9.10	電気工事業	空調の配線接続作業中、通電した配電線を停電状態と誤解し、そのまま結線処理を行おうとしたところ配線に触れ感電したもの【死亡】